

を

受けようとする 免許状の種類	在職年数	科目 教科に関する	科目 教職に関する	教科又は教職 に関する科目	最低 単 位 修 得 数
-------------------	------	--------------	--------------	------------------	-----------------------------

第三条第一項第三号の表中

高等学校教諭一種免許状		中学校教諭一種免許状		小学校教諭一種免許状		幼稚園教諭一種免許状		受けようとする免許状の種類
五	四	五	四	五	四	五	四	
						一	二以上	領域に関する専門的事項に 関する科目
四	四以上	四	五以上	一	二以上			教科に関する専門的事項に 関する科目
						九	一〇以上	保育内容の指導法に関する 科目又は教諭の教育の基礎 的理解に関する科目等
五	六以上	七	八以上	九	一一以上			各教科の指導法に関する 科目又は教諭の教育の基礎 的理解に関する科目等
五	六以上	三	三以上	三	四以上	三	五以上	大学が 独自に 設定 する 科目
一五	二〇	一五	二〇	一五	二〇	一五	二〇	最低 修得 単 位 数

第三条第一項第二号の表を次のように改める。

高等学校教諭						中学校教諭											
状免一 許種						状免二 許種											
一	一〇	九	八	七	六	一	一〇	九	八	七	一	一〇	九	八	七	六	
四	五	六	七	八	九以上	四	五	六	七	八	九以上	四	五	六	七	八	九以上
六	七	八	九	一〇	一一以上	九	一一	一三	一五	一七	一九以上	七	八	一〇	一一	一三	一四以上
四	四	五	六	七	七以上	一	二	二	三	三	四以上	二	三	三	三	三	四以上
一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇

受けようとする 免許状の種類	在職年数	教科に関する 専門的事項に 関する科目	各教科の指導 法に関する科 目又は教諭の 教育の基礎的 理解に関する 科目等	大学が独自に 設定する科目	最低修得 単位数
-------------------	------	---------------------------	---	------------------	-------------

に改め、同項第四号の表中

受けようとする 免許状の種類	基礎資格	在職年数	教科に関する 科目	教職に関する 科目	教科又は教職 に関する科目	最低修得 単位数
-------------------	------	------	--------------	--------------	------------------	-------------

を

受けようとする 免許状の種類	基礎資格	在職年数	教科に関する 専門的事項に 関する科目	各教科の指導 法に関する科 目又は教諭の 教育の基礎的 理解に関する 科目等	大学が独自に 設定する科目	最低修得 単位数
-------------------	------	------	---------------------------	---	------------------	-------------

に改め、同項第五号の表中

受けようとする 免許状の種類	在職年数	養護に関する 科目	教職に関する 科目	養護又は教職 に関する科目	最低修得 単位数
-------------------	------	--------------	--------------	------------------	-------------

を

受けようとする 免許状の種類	在職年数	養護に関する 科目	養護教諭・栄 養教諭の教育 の基礎的理解 に関する科目 等	大学が独自に 設定する科目	最低修得 単位数
-------------------	------	--------------	---	------------------	-------------

に改め、同項六号の表中

受けようとする 免許状の種類	在職年数	管理栄養士学校 指定規則別表第 一に掲げる教育 内容に係る科目	栄養に係る 教育に関する 科目	教職に関 する科目	最低修得 単位数
-------------------	------	--	-----------------------	--------------	-------------

を

受けようとする 免許状の種類	在職年数	管理栄養士学校 指定規則別表第 一に掲げる教育 内容に係る科目	栄養に係る 教育に関する 科目	養護教諭・栄 養教諭の教育 の基礎的理解 に関する科目 等	最低修得 単位数
-------------------	------	--	-----------------------	---	-------------

に改め、同条第二項の表を次のように改める。

高等 学校 教諭 一種 免許 状	中等 学校 教諭 二種 免許 状	小学校 教諭 普通 免許 状	幼稚園 教諭 普通 免許 状	小学校 教諭 普通 免許 状	中学校 教諭 普通 免許 状	小学校 教諭 普通 免許 状	受け よう とす る免 許状 の類
中等 学校 教諭 普通 免許 状 (二 種免 許状 を除 く。)	高等 学校 教諭 普通 免許 状	小学校 教諭 普通 免許 状	幼稚園 教諭 普通 免許 状	小学校 教諭 普通 免許 状	中学校 教諭 普通 免許 状	幼稚園 教諭 普通 免許 状	有 する こ とを 必要 とす る免 許 状の 免 許
一	一	二	一	一	一	一	受け よう とす る免 許状 に 関 する 年 数 在 職 年 数
		五 ”	七 以上				教 科に 関 する 専 門 的 事 項 に 関 する 科 目
一 以上	一 以上	一 ”	二 以上	七 以上	七 以上	七 以上	各 教 科 の 指 導 法 に 関 する 目 的
	一 以上					一 以上	道 徳、 道 徳 の 理 論 及 び 指 導 法
						二 以上	道 徳、 総合 的な 学習 の時 間等 の指 導法 及び 生徒 指導、 教育 相 談等 に 関 する 科目
二 以上	一 以上	二 ”	二 以上	二 以上	二 以上	二 以上	生徒 指導 の理 論及 び方 法 （カ ウン セリ ング に 関 する 基礎 的 な 知 識 を 含 む。 ） 及び 理 論 及 び 方 法 の 指 導 法 及 び 理 論 及 び 方 法
六 以上	三 以上						大 学が 独 自に 設定 する 科目
九	六	八	一 一	九	一 〇	九	最 低 修 得 単 位 数

第三條第三項中「第十條の六」を「第十條の二」に改める。

この教育委員会規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則